

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

「◎」特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

資格区分	建設業法 「技術検定」	建設業の種類	コ ード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解 (注1)
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工管理技士 （注9）	11	◎					◎								◎																
	2級建設機械施工管理技士(第一種～第六種) （注9）	12	○					○								○																
	1級土木施工管理技士 （注11）	13	◎					○ (注11)	○	○	○ (注11)	○			○ (注11)	◎	○ (注11)	○	○	○ (注11)					○ (注11)	○	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)		
	1級土木施工管理技士補 （注11）	1H						○ (注11)	○	○	○ (注11)	○			○ (注11)	○	○ (注11)	○	○ (注11)	○ (注11)					○ (注11)	○	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)		
	2級土木施工管理技士 （注12）	14	○					○ (注12)	○	○	○ (注12)	○			○ (注12)	○	○ (注12)	○	○	○ (注12)	○ (注12)					○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	
	2級土木施工管理技士補 （注12）	1J						○ (注12)	○	○	○ (注12)	○			○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)					○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)		
	2級土木施工管理技士 （注12）	15						○ (注12)	○	○	○ (注12)	○			○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)					○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)		
	2級土木施工管理技士補 （注12）	1K						○ (注12)	○	○	○ (注12)	○			○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)					○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)		
	2級土木施工管理技士 （注12）	16						○ (注12)	○	○	○ (注12)	○			○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)					○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)		
	2級土木施工管理技士補 （注12）	1L						○ (注12)	○	○	○ (注12)	○			○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)					○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)		
	1級建築施工管理技士 （注11）	20		◎	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注11)			
	1級建築施工管理技士補 （注11）	2C			○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注11)			
	2級建築施工管理技士 （注12）	21		○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注12)			
	2級建築施工管理技士 （注12）	22			○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注12)			
	2級建築施工管理技士 （注12）	23			○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注12)			
	2級建築施工管理技士補 （注12）	2D			○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注12)			
	1級電気工事施工管理技士 （注11）	27									◎																					
	1級電気工事施工管理技士補 （注11）	2E																														
	2級電気工事施工管理技士 （注12）	28									○																					
	2級電気工事施工管理技士補 （注12）	2F																														
	1級管工事施工管理技士 （注11）	29									◎			○ (注11)		○ (注11)	○ (注11)						○ (注11)	○ (注11)		○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)			
	1級管工事施工管理技士補 （注11）	2G												○ (注11)		○ (注11)	○ (注11)						○ (注11)	○ (注11)		○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)			
	2級管工事施工管理技士 （注12）	30										○		○ (注12)		○ (注12)	○ (注12)						○ (注12)	○ (注12)		○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)			
	2級管工事施工管理技士補 （注12）	3A												○ (注12)		○ (注12)	○ (注12)						○ (注12)	○ (注12)		○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)			
	1級電気通信工事施工管理技士 （注11）	31																						◎								
	2級電気通信工事施工管理技士 （注11）	32																					○									
	1級造園施工管理技士 （注11）	33							○ (注11)	○	○	○ (注11)	○		○ (注11)	○	○ (注11)	○	○ (注11)	○ (注11)				○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)			
	1級造園施工管理技士補 （注11）	3D							○ (注11)	○	○	○ (注11)	○		○ (注11)	○	○ (注11)	○	○ (注11)	○ (注11)				○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)	○ (注11)			
	2級造園施工管理技士 （注12）	34							○ (注12)	○	○	○ (注12)	○		○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)				○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)			
	2級造園施工管理技士補 （注12）	3E							○ (注12)	○	○	○ (注12)	○		○ (注12)	○	○ (注12)	○	○ (注12)	○ (注12)				○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)	○ (注12)			

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

「○」特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

資格区分	建設業の種類	コ ー ド	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解 (注1)	
建築士法 「建築士試験」	1級建築士	37	○	○				○		○	○									○												
	2級建築士	38	○	○				○		○										○												
	木造建築士	39		○																												
技術士法 「技術士試験」	技術部門「選択科目」																															
	建設・総合技術監理「建設」※「鋼構造及びコンクリート」を除く	41	○					○		○			○			○	○							○					○	※2		
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」	42	○					○		○		○	○		○	○	○							○				○	※2			
	農業「農業土木」「農業農村工学」・総合技術監理「農業-農業土木」「農業-農村工学」	43	○					○																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」	44								○														○								
	機械・総合技術監理「機械」※「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」を除く	45																					○									
	機械「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理「機械」(流体工学・流体機器・熱工学・熱・動力エネルギー機器)	46									○											○										
	上下水道・総合技術監理「上下水道」※「上水道及び工業用水道」を除く	47								○																			○			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道-上水道及び工業用水道」	48								○															○		○					
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」	49	○					○									○															
	森林「林業」「林業・林産」・総合技術監理「森林-林業」「森林-林業・林産」	50																						○								
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」	51	○					○																○								
	衛生工学・総合技術監理「衛生工学」※「水質管理」「廃棄物管理」を除く	52								○																						
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」	53								○																		○				
	衛生工学「廃棄物管理」「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物管理」「衛生工学-廃棄物・資源循環」	54								○																	○		○			
電気工事士法 「電気工事士試験」	(合格後の実務経験)																															
	第1種電気工事士	55								○																						
	第2種電気工事士	3年	56							○																						
電気事業法 「電気主任技術者國家試験等」	電気工事主任技術者(第1種・2種・3種)	5年	58							○																						
	電気通信主任技術者	5年	59																					○								
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	工事担任者(「1級アナログ通信&1級デジタル通信」・総合通信)(注10)	3年	35																					○								
	給水装置工事主任技術者	1年	65								○																					
消防法 「消防設備士試験」	甲種消防設備士		68																						○							
	乙種消防設備士		69																						○							

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

「○」特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

「○」特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

特定建設業指定7業種

※特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者にもなれます。

なお、特定建設業に係る指定建設業(7業種)の専任技術者となる者は、上記「◎」に該当する者又は大臣特認に該当する者に限られます。

(注1) 解体工事業の欄に記載の注記(※印)については、以下のとおりです。

※1: 平成27年度以前の合格者については、合格した後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※2: 技術士試験に係る資格は当面の間、合格した後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

[登録解体工事講習とは…解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であった国土交通大臣の登録を受けたものをいう。]

※3: 1級合格者は、解体工事業の技術者要件を満たす。なお、2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は、合格後、解体工事に関する実務経験3年以上が必要

(注2) 等級区分が2級の場合、平成15年度以前の合格者については合格後必要な実務経験は1年以上となります。

(注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。)

(注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本基礎建設協会及び(一社)コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工土検定試験が該当する。)

(注5) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格

(注6) 建築物等に計測装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。)

(注7) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(公社)全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。)

(注8) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

(注9) 令和3年3月31までに、検定種目を「建設機械施工」とする技術検定に合格した者は、改正後の検定種目を「建設機械施工管理」とする技術検定に合格した者とみなす。

(注10) 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

(注11) 合格後3年間の実務経験が必要(実務経験証明書の添付が必要)。

(注12) 合格後5年間の実務経験が必要(実務経験証明書の添付が必要)。

国土交通省令で定める学科

「建設業法施行規則第一条」

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	
とび・土工工事業	
石工事業	
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事	
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

複数業種に係る実務経験

許可を受けようとする建設業	実 務 経 験
大工工事業	<p>1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
とび・土工工事業	<p>1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	<p>1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	<p>1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>